

# 狛江市景観まちづくりビジョン 【概要版】

計画期間：平成 28 年度～平成 43 年度



平成 28 年 3 月  
狛江市

# 【目 次】

## 第1編 方針・施策編

### 序章 はじめに

- 1 狛江市景観まちづくりビジョン策定の背景……………1
- 2 狛江市景観まちづくりビジョンの目的……………1
- 3 狛江市景観まちづくりビジョンの位置づけ……………2

### 第1章 景観まちづくりの基本方針

- 1 狛江市の景観の歴史的経緯……………3
- 2 狛江市の景観特性と課題……………4
- 3 対象区域……………6
- 4 景観まちづくりの方針……………7

### 第2章 景観まちづくりの推進

- 1 景観まちづくりの施策の方向……………8
- 2 狛江市景観まちづくりビジョンの運用……………9

## 第2編 ガイドライン編

### 第1章 色彩

- 1 色彩ガイドラインの考え方……………10
- 2 色彩ガイドライン……………10

### 第2章 形態・意匠

- 1 形態・意匠ガイドラインの考え方……………12
- 2 形態・意匠ガイドライン……………12

# 序章 はじめに

## 1 狛江市景観まちづくりビジョン策定の背景

狛江市では水辺や緑、遺跡等環境資源に恵まれた良好な景観が構成されています。しかし近年、住工混在地区における開発の進行や周辺の自然環境と調和しない建築物や屋外広告物等が見受けられ、農地や屋敷林の宅地化による減少等も進んでおり、良好な景観形成が阻害される危険性があります。

国や都、周辺自治体では、美しい街並み等の良好な景観に関する関心の高まりを背景に、景観法や景観計画を施行し、景観まちづくりへの取組が進められています。

狛江市では、平成 26 年 4 月に狛江市まちづくり条例を改正し、大規模開発等事業については、事業構想段階から協働によるまちづくりを進められる制度を導入しました。今後は時代の変化に対応しつつ、良好な景観を後世に残すため、狛江らしい景観づくりを地域で進めていく必要があります。

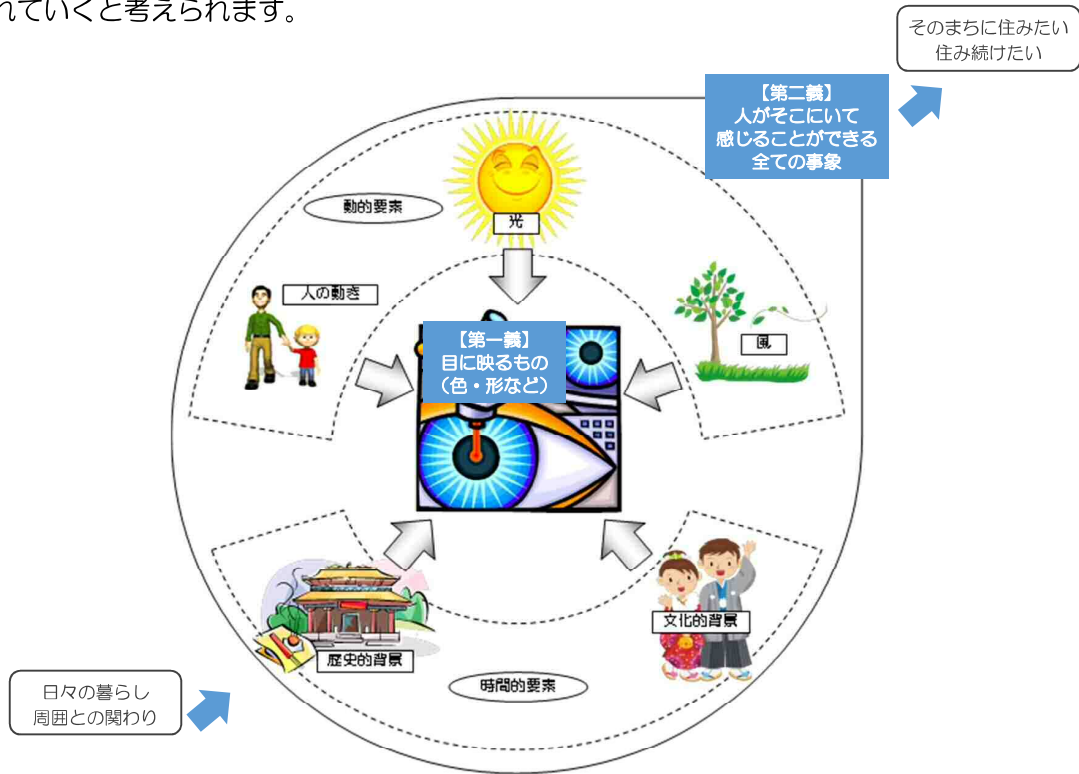


## 2 狛江市景観まちづくりビジョンの目的

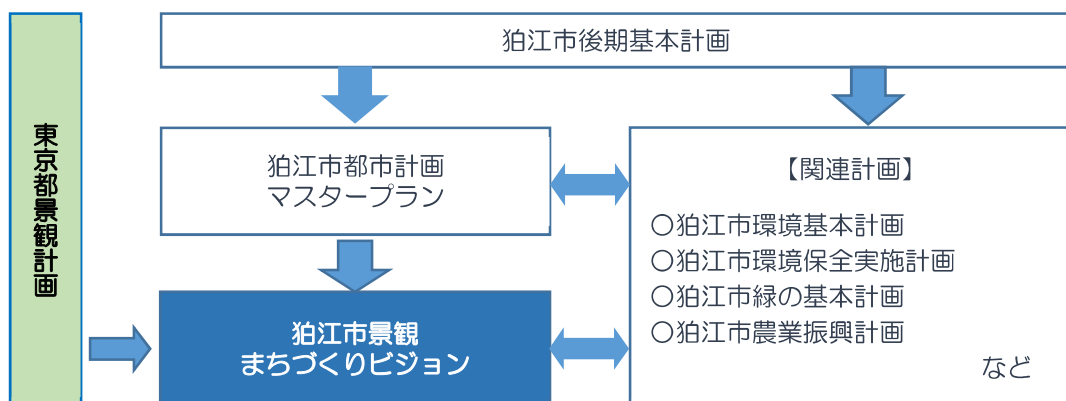
狛江市景観まちづくりビジョンは、総合的かつ長期的な視点に立ち、狛江市都市計画マスタープランで示す良好な街並みの保全・育成を図るため、将来ビジョンと施策の方向性を示し、市民、事業者及び市等が協働して良好な景観づくりを推進していくことを目的に策定します。

### 3 狛江市景観まちづくりビジョンの位置づけ

「景観」とは目に映るものだけでなく、心象的な景観や、歴史的・文化的景観も入ります。このため、景観の広義の定義として、「人がそこにいて感じることができる全ての事象」ということが言え、これを人々が共有することにより、そのまちに住みたい、住み続けたいという思うまちが形作られていくと考えられます。



本ビジョンは、「狛江市後期基本計画」に則し、「狛江市都市計画マスタープラン」を上位計画として、狛江市環境基本計画等の関連する計画や施策と連携しながら、狛江市における良好な景観形成についての方針となるものと位置づけます。



※狛江市景観まちづくりビジョンの計画期間は、狛江市都市計画マスタープランと同じ、平成43年度までとします。



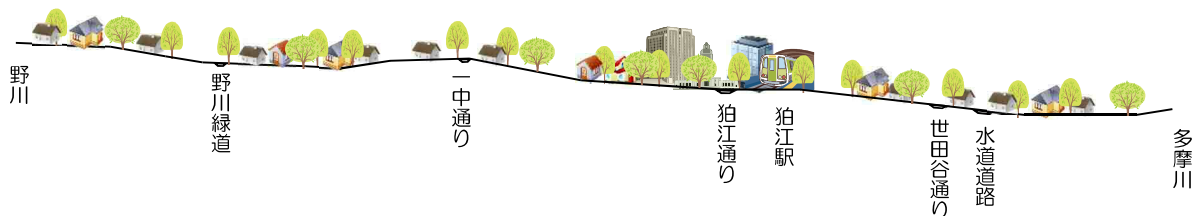
# 第1章 景観まちづくりの基本方針

## 1 狛江市の景観の歴史的経緯

かつての狛江市の水域は上流部の多くの小川と中流部の川、そして下流部の河川というように地形に沿って形成されていました。北側の市境に入間川があり、市内を旧野川が北から南に、六郷用水が西から東に流れていました。さらに、旧清水川や水路網が狛江市南部を流れ、多摩川沿いには湿地等の低地が広がっていました。

また、古くから豊かな自然を利用した人の営みが見られる土地で、明治22年頃は、人口約2千人の近郊農村でしたが、昭和2年の小田急線開通により、移入者が次第に増え、昭和27年の町制施行頃から首都圏の郊外住宅地として開発が進んでいきました。昭和40年代に入ると旧野川の付け替え、六郷用水や水路網の埋立て、低地の水田や湿地の宅地化等により、身近な水辺の大部分は失われ、農地や樹林地も減少してしまいました。

このように、狛江市の景観は変化しつづけていますが、現在もなお多摩川と野川を中心に、水と緑と調和した住宅地となっており、自然環境や遺跡等の歴史的資源と調和したにぎわいのある豊かな風景が広がっています



## 2 狛江市の景観特性と課題

### 残したい景観

#### ○多摩川や野川の特徴的な水辺景観



多摩川は、生物の生息・生育の場としての重要な水辺空間であるとともに、スポーツ・レクリエーションの活動の場として、多くの人々が利用する開放的な空間となっています。また、野川沿いは、野鳥が飛来する、良好な水辺の散策空間として、広く市民に親しまれています。

⇒狛江市の大きな自然景観資源である、これらの水辺の景観を保全していくための取組が必要です。

#### ○まちなかにおける多彩な緑



狛江市のまちなかには、公園等の緑のほか、樹林地や農地、多摩川や野川の水辺の緑、住宅・民有施設及び公共施設の植栽、幹線道路の街路樹など多彩な緑が存在し、潤いのある空間が形成されています。

⇒これらのまちなかの緑を保全するとともに、街路樹や宅地内の緑など、より一層様々な部分で、緑を増やしていく工夫が求められます。

#### ○水や緑と一体になった歴史的・文化的資源



市内には、社寺林などの緑と一体になった歴史的・文化的資源が多く存在し、生活に彩りを感じさせる、狛江らしい個性ある景観を創出しています。

⇒これらの貴重な資源をより多くの市民に周知するとともに、市民共有の財産として大切に保全し、景観まちづくりに活用していく必要があります。

#### ○狛江市の顔となる駅前景観



狛江駅は数多くの人々が集まる、狛江市の玄関口と言える場所です。また、狛江駅北口ロータリーに面して、弁財天池特別緑地保全地区の竹林が見られるなど、特徴的な景観を有しています。

⇒多くの人を迎え入れる狛江市の玄関口として、駅前にぎわいを保ちながらも、狛江市らしさを感じる、落ち着きと品格のある景観を形成していく必要があります。

## 改善したい景観

## ○落ち着いたあるくらしの環境にそぐわない景観



狛江市は、低層住宅を中心とした住宅都市として発展してきたことから、市域の多くが閑静な住宅地となっています。

⇒落ち着いたあるくらしの環境にそぐわない景観として、周辺に調和していないデザインの建物や無機質な駐車場、道路上空を横断する電線などがあげられており、住宅地にふさわしい、潤いのある景観にしていく必要があります。

## ○薄れつつあるまちの記憶



狛江市は、都市農業が営まれている農地や屋敷林などの資源にも恵まれています。近年は、住工混在地区における開発の進行等により、これらの貴重な資源が時間の経過とともに、徐々に姿を変え、まちの記憶が失われつつあります。

⇒これらの貴重な資源を保全し、故郷を思わせるまちの魅力を次の世代に継承していくことが必要です。

## ○ポイ捨てや放置自転車



様々な取組により改善は見られるものの、ごみやタバコのポイ捨てや駅周辺に放置された自転車など、良好な景観を台無しにしている事例も見られます。

⇒景観に対する意識と関心を高め、市民・事業者・狛江市等の協働により、良好な景観を維持していくことが必要です。

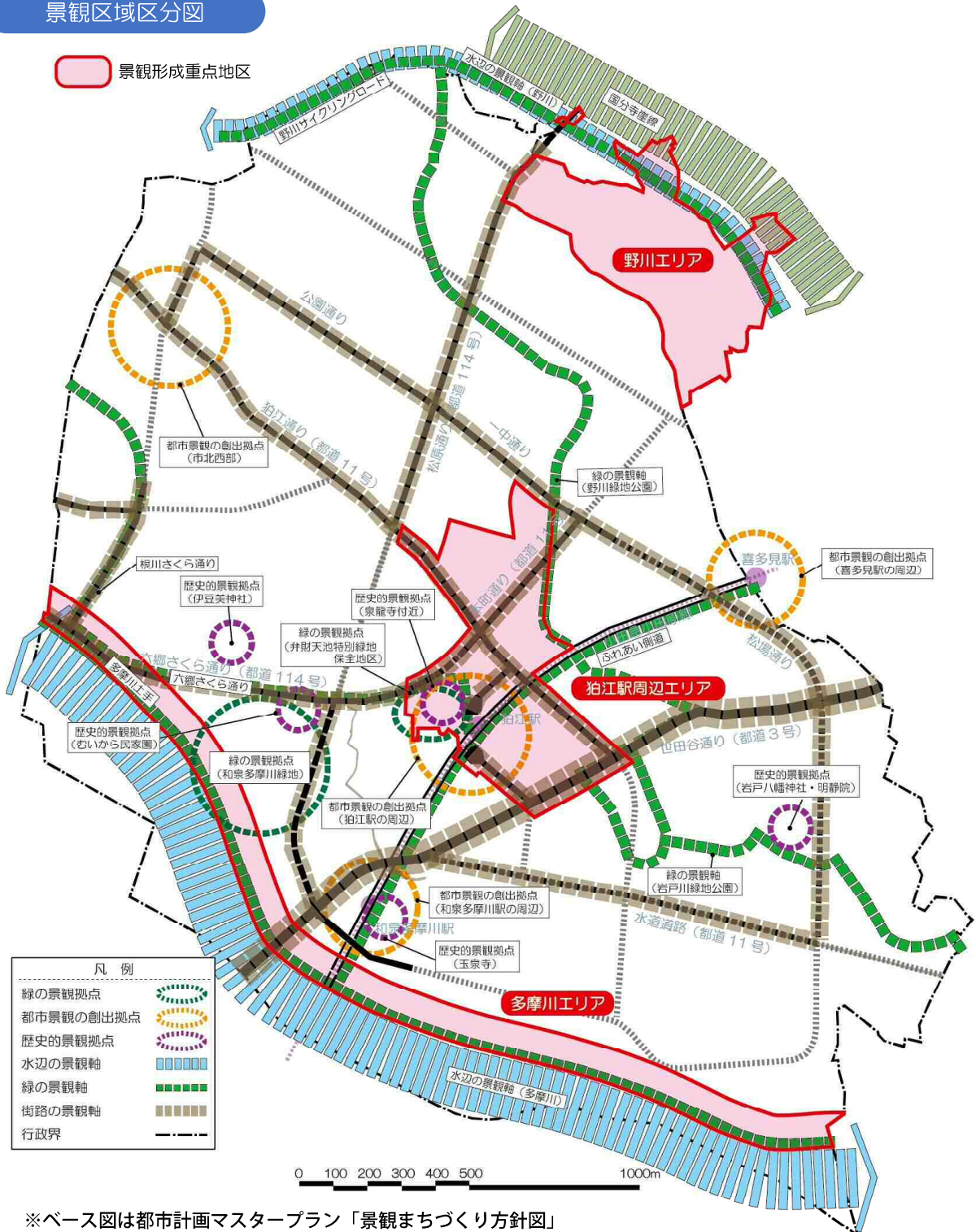


### 3 対象区域

狛江市景観まちづくりビジョンの対象区域は、狛江市全域とします。

その中で、上位・関連計画や市民意識調査結果などを踏まえ、狛江市の顔となる、①狛江駅周辺エリア、②野川エリア、③多摩川エリア、の3エリアを「景観形成重点地区」に指定します。

景観区域区分図



※ベース図は都市計画マスタープラン「景観まちづくり方針図」



## 4. 景観まちづくりの方針

狛江市都市計画マスタープランに定められた将来都市像「私たちがつくる水と緑のまち」を目指し、景観まちづくりの将来ビジョンを次のように定めます。

環境に配慮し、地域資源を活用した  
にぎわい・歴史・文化を感じる景観まちづくりの実現

また、将来ビジョンの実現のため、以下の4つの景観まちづくり基本方針を定めます。

### 《基本方針1》環境に配慮した景観づくり

狛江らしい景観を、市民等の中で共有できるように、景観を構成する重要な骨格である水辺、緑、農、街路等で地域をつなぎ、守り育てます。

### 《基本方針2》にぎわい、交流を活性化させる景観づくり

狛江駅周辺を中心に、ユニバーサルデザインに配慮した都市景観を整備し、誰もが暮らし続けられる狛江市の顔にふさわしい景観づくりを目指します。また、市民等が広く興味を持つイベント等を通じて、子どもや若い世代が地域を担う仕組みづくりを進めます。

### 《基本方針3》歴史的・文化的資源を活かした彩りのある景観づくり

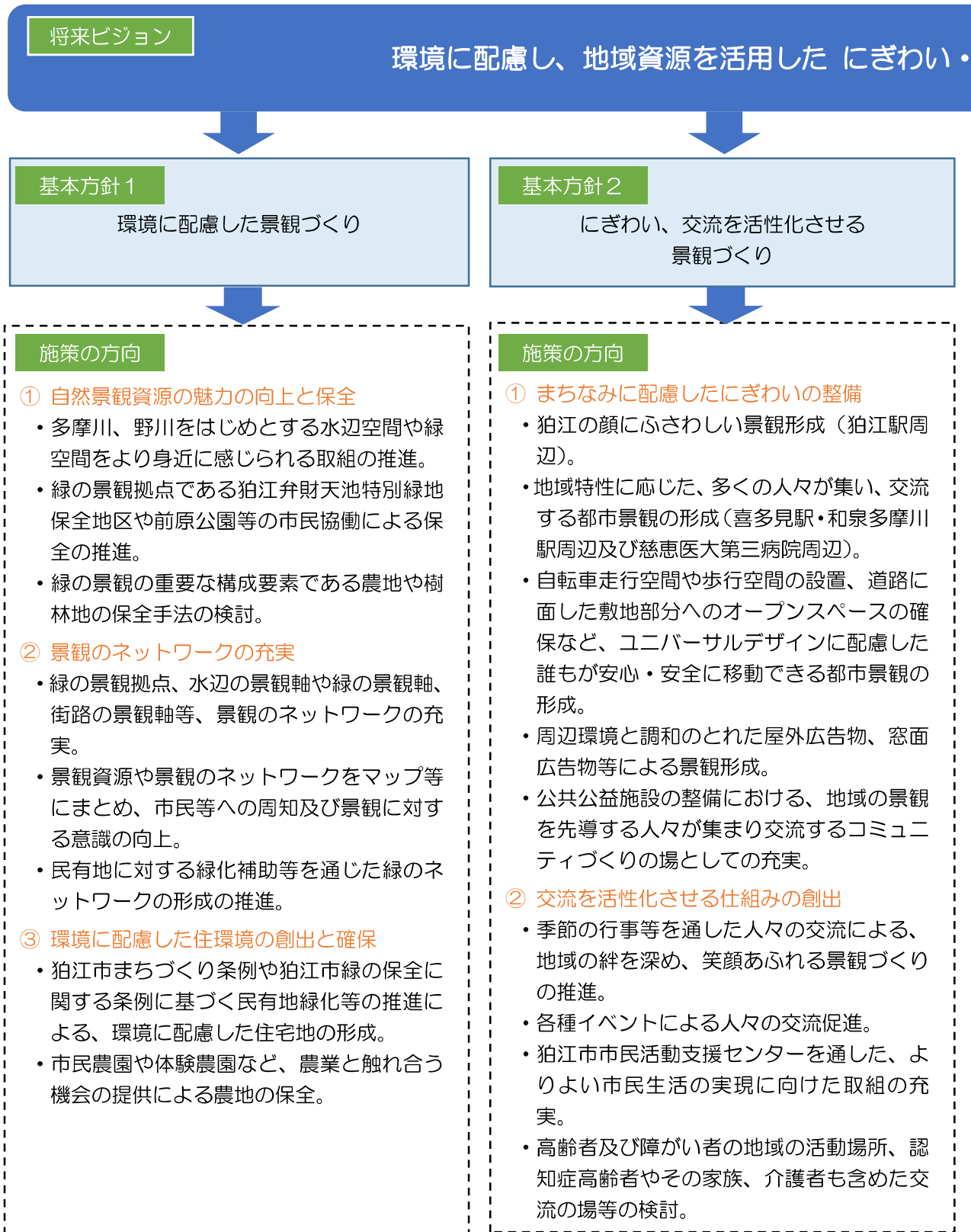
泉龍寺、むいから民家園、古墳等良好な景観を構成する重要な歴史的文化遺産や伝統行事、祭事等を守り育み、生活に彩りを感じられる狛江らしい個性ある景観づくりを進めます。また、市内の歴史的・文化資源を市民等に周知し、市民の共有資産として、保全についての市民等の意識を高めます。

### 《基本方針4》協働で進める住みやすい景観づくり

市民、事業者、市等全ての主体が、それぞれが景観づくりのために果たすべき役割を自覚し、良好な景観を阻害する放置自転車、違反屋外広告物の防止・撤去、歩きたばこやごみのポイ捨て対策等に協働で取り組む景観づくりを推進します。

## 第2章 景観まちづくりの推進

### 1 景観まちづくりの施策の方向



## 歴史・文化を感じる景観まちづくりの実現

## 基本方針3

歴史的・文化的資源を活かした  
彩りのある景観づくり

## 基本方針4

協働で進める  
住みやすい景観づくり

## 施策の方向

## ① 歴史的・文化的資源の保全や活用

- ・市内に点在する社寺仏閣や遺跡等を散策コースとして設定することなどによりネットワーク化し、市民の愛着や誇りのよりどころとなる景観の熟成。
- ・市民協働により、歴史的・文化的資源の背景を視野に入れた保全・活用。
- ・歴史的・文化的資源をマップにまとめ、市民等への周知及び景観に対する意識の向上。

## ② 地域の歴史・文化の継承

- ・地域で守り育まれている水と緑とともに歩んできた、狛江の歴史・文化の次世代継承。
- ・むいから民家園等に残る暮らしの営みを伝える田園風景の保全など、次世代に伝える景観の熟成。

## 施策の方向

## ① 協働による景観づくりの推進

- ・市民、事業者、市等それぞれが景観づくりの担い手であることを自覚し、無秩序な開発行為を抑制し、周辺地域の景観特性を踏まえ、建築物の高さ、形態、意匠、色彩等に配慮した景観を形成。
- ・周辺の水辺や緑の存在感に配慮した建築物等の規模や色彩デザインの推奨。（国分寺崖線や多摩川周辺）
- ・地区まちづくり活動やテーマ型まちづくり活動の促進による、市民発意のまちづくりの推進。
- ・住工混在地区等、景観特性の異なる地域の調和による、バランスのとれたまちづくり。

## ② 協働による美しいまちなみの保全

- ・多摩川統一清掃や野川美化清掃等の地域における清掃・美化活動の促進。
- ・周囲の景色に調和しない屋外広告物の禁止、ごみのポイ捨ての防止、放置自転車対策の積極的な取組み等の市民協働による地域活動など、まちの美化の推進。

## 2. 狛江市景観まちづくりビジョンの運用

景観まちづくりの将来ビジョンと施策の方向は、各種関連計画で実施する施策により、実現を目指します。また、狛江市景観まちづくりビジョンは、狛江市まちづくり条例と一体的に運用します。

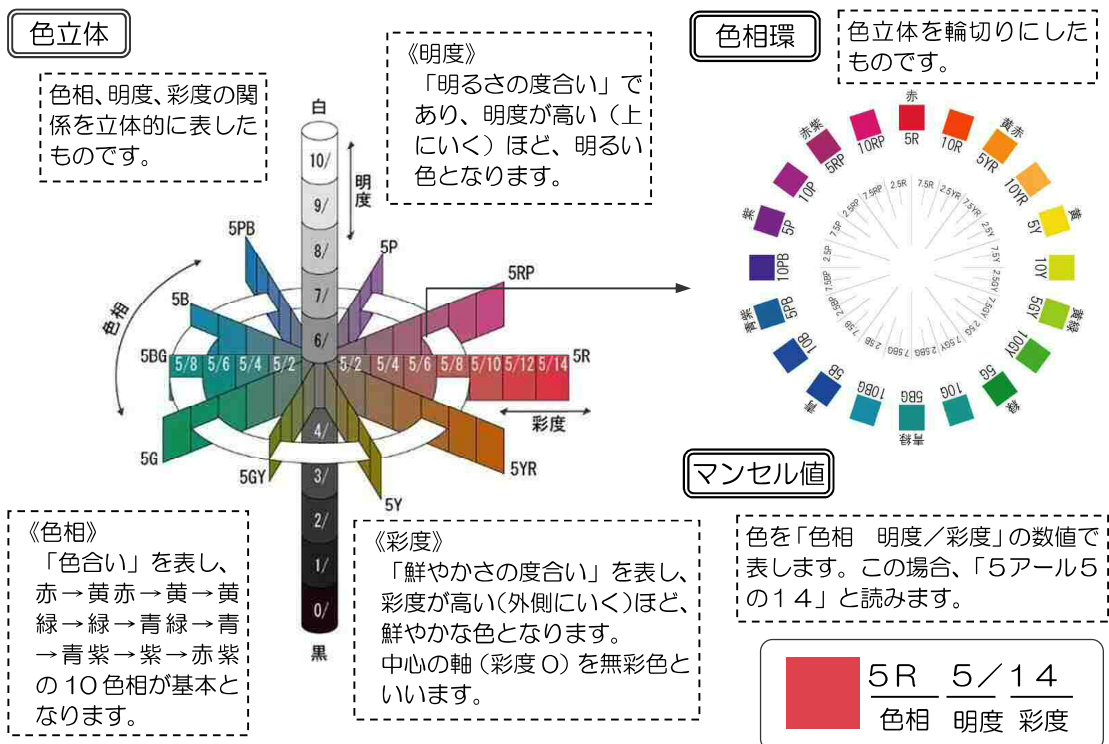


# 第1章 色彩

## 1 色彩ガイドラインの考え方

色彩ガイドラインは、景観づくりの大切な要素の一つである建築物等の色彩に関し、狛江の地域の個性を活かした色彩景観の形成を進めていくための手引書となるものです。

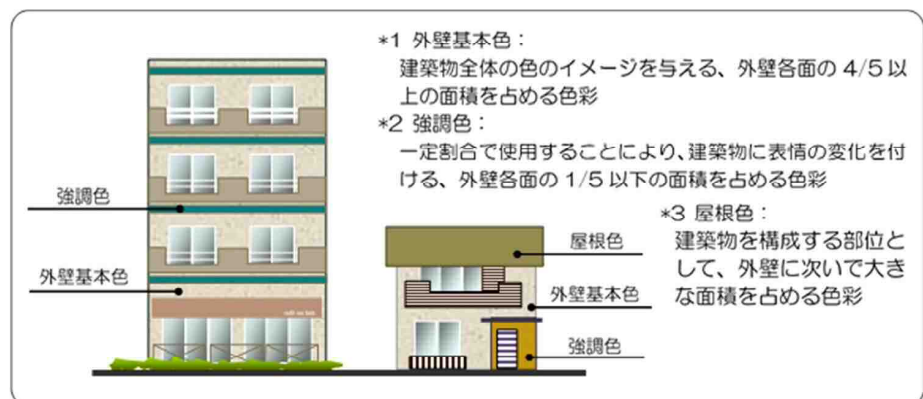
本ビジョンにおいては、上位計画である東京都景観計画にあわせ、JISでも採用されている「マンセル表色系」により、色彩を表現することとします。マンセル表色系は、1つの色を「色相」「明度」「彩度」の3つの属性について、記号と数値による「マンセル値」で示します。



※この冊子では、できるだけ正確に色彩を表現するよう努めましたが、印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

## 2 色彩ガイドライン

色彩の手引きの適用部位と面積は、次のとおりとします。



※本ガイドラインで示す色彩の手引きは、建物等における色彩選定のよりどころとしていただくものです。ただし、着色を施していない自然素材は除くものとします。

## 【 狛江駅周辺エリア 】

狛江駅周辺エリアは、落ち着いたのあるYR系やY系を中心とした色彩でまともっています。多くの人を迎え入れる狛江市の顔として、明るく、温かみの感じられる良好な景観を維持していくため、外壁基本色は、彩度を抑えた暖色系（YR系、Y系）の色相を基本としていくことが求められます。

適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	5.0YR~5.0Y	4以上 8.5未満	4以下
	その他		1以下
強調色	OR~4.9YR	—	4以下
	5.0YR~5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

## 【 野川エリア 】

東野川三・四丁目のうち、国分寺崖線を背景とした景観を有する場所は一部に限定されるものの、まとまりのある住宅地に相応しい、穏やかな暖色系の色彩としていくことが求められます。

適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR~5.0Y	4以上 8.5未満	4以下
	その他		1以下
強調色	OR~4.9YR	—	4以下
	5.0YR~5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

## 【 多摩川エリア 】

多摩川の堤防上や小田急線の車窓から見下ろす、低層の住宅地においては、屋根面の色彩が目につき易いものとなっています。これらの低層住宅の勾配屋根については、彩度や明度を抑えた色彩とし、良好な眺望景観を創出することが求められます。

適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR~5.0Y	4以上 8.5未満	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	その他	4以上 8.5未満	2以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	OR~4.9YR	—	4以下
	5.0YR~5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色	ORP~10.OR	6以下	1以下
	5.0YR~5.0Y		4以下
	その他		2以下

## 【 一般地区 】

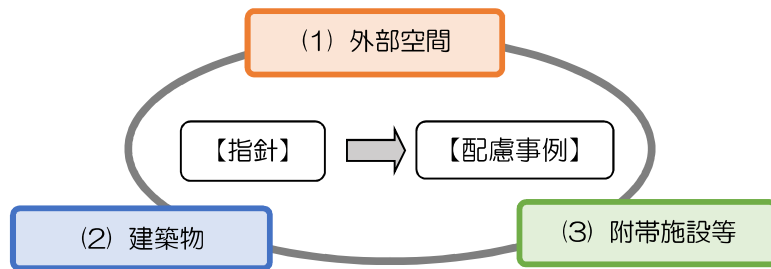
一般地区についても、外壁基本色には低彩度色を用いながら、建物自体でバランスのとれた類似色相の強調色を小面積で用いることで、まち並みに変化を付けることを許容するものとします。

適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR~4.9YR	4以上 8.5未満	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上 8.5未満	6以下
		8.5以上の場合	2以下
		4以上 8.5未満	2以下
その他	8.5以上の場合	1以下	
	強調色	—	4以下
5.0YR~5.0Y			6以下
その他			2以下

## 第2章 形態・意匠





### 1 形態・意匠ガイドラインの考え方

形態・意匠ガイドラインは、市民意識調査等で出された「改善したい景観」などを踏まえ、今後、建物の新築や建替え等の際に配慮していただきたい事項として、大きく「外部空間」「建築物」「附帯施設等」に区分し、【指針】と【配慮事例】を示しています。【配慮事例】はあくまで一つの手法であるため、【指針】を踏まえ、周辺状況等を勘案しながら、良好な景観形成に向けて配慮していただくためのヒントとするものです。



### 2 形態・意匠ガイドライン

各項目の【指針】を以下に示します。なお、【配慮事例】については、本編をご覧ください。

項 目		【指 針】	
(1) 外部空間	① エントランス	街並みの連続性に配慮しながら、ゆとりと潤いを感じられるエントランス空間とします。	
	② 前面空地	可能な範囲で前面空地を確保し、通りと一体となったゆとりのある空間とします。	
	③ 敷地境界	道路を歩く人に圧迫感を与えないよう、敷地境界部分の素材や形態等に配慮します。	
	④ 駐車場・駐輪場、ごみ置場	冷たいイメージになりがちな駐車場に緑を取り込んだり、駐車車両や駐輪自転車、排出されたごみ等が通りから直接見えない形態とします。	



項目		【指 針】
(2) 建築物	① 外壁	周囲の街並みに馴染むようなデザイン及び色彩とします。 
	② 屋根	周辺景観と調和した形状、材質、色彩とします。 
	③ 外階段・建築設備類	建物本体との一体感や調和に考慮したデザインとします。 
	④ 窓・バルコナ・バルコニー	建物本体との一体感や調和に配慮するとともに、街並みに雑多なイメージを与えないデザインとします。 
	③ 建築物の低層部	街並みの連続性やヒューマンスケールに配慮した、温もりの感じられるデザインとします。 
(3) 付帯施設等	① 広告物・サイン	広告物やサインは必要最小限で効果的に表示するものとし、建物に付帯する場合は、建物デザインと調和した形態とします。 
	② 屋外照明	屋外照明は、周辺環境に応じて、明るさや光色等に配慮したデザインとします。 
	③ 緑化	建物等の周辺や法面などは、樹木や草花による緑化に努めます。 